

あなたを悪質商法から守る

けいやく

契約のきりふだ 若者編

みんなの欲望が狙われている！あなたにあてはまるのはどれかな？！



2022年4月1日以降は、

18歳から**成年**になります。

成年になると...

- 保護者の同意がなくても自分の意思だけで契約ができる！
- 契約後に「未成年者取消権※」が使えなくなる！

※保護者の同意なく結んだ契約を取り消せる権利

つまり、契約は自己責任

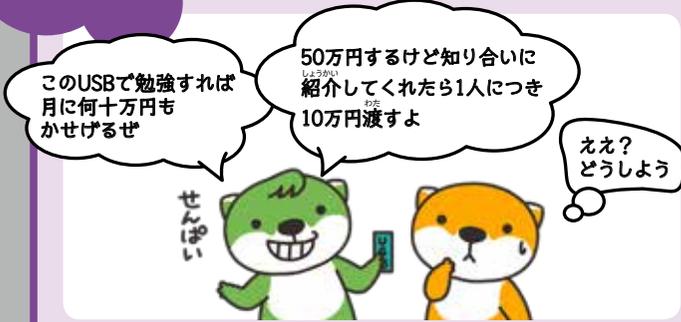
安易に契約をしてトラブルに巻きこまれないよう気を付けなくては
いけません！
不安なとき、困ったときは
消費生活センターへ
相談してね！



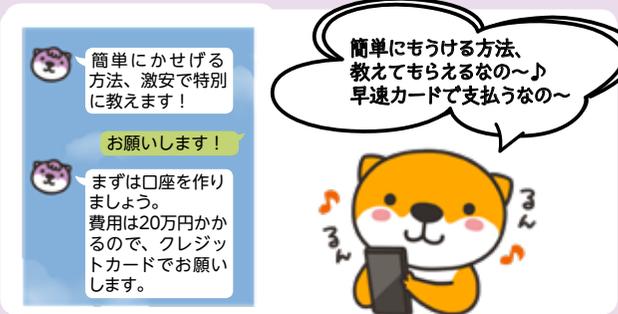
あなたもこんなトラブルに

☑簡単に金もうけたい

投資の学習用教材、先輩から勧められてなんとなく買っちゃった!



SNSで知り合った相手からのもうけ話、話が違う!?



☑有名になりたい

タレント・モデルになれるって聞いたのに…



☑Hな画像が見たい

興味本位で開いたアダルトサイト、恥ずかしくて誰にも相談できない



大切なポイントはこちらをめくってね

あってしまいうかも!?

お得に
買いたい

お試し限定価格!まさかの毎月届くなんて・・・



フリマアプリで買ったバッグ、もしかして偽物?



キレイに
なりたい

エステを無料で体験、のほずが30万円!?



恋愛したい

マッチングアプリで知り合った相手と会ってみただけど・・・



大切なポイントはこちらをめぐってね

しまった! 解約したい! と思ったら、 クーリング・オフ



クーリング・オフとは、一定の期間内であれば「無条件で契約を解除できる制度」です。

クーリング・オフができる期間 (契約書面を受け取った日を含めて数えます)	
<p>訪問販売 自宅または職場への訪問販売、催眠 (SF) 商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、展示販売など営業所以外で交わした契約</p>	8日間
<p>訪問購入 自宅など営業所等以外の場所で、事業者が消費者から、貴金属や着物などの物品を買い取る契約</p>	
<p>電話勧誘販売 事業者の電話勧誘行為によって申込みをした契約</p>	
<p>特定継続的役務提供 エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス</p>	
<p>連鎖販売取引 (マルチ商法) 個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘する形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品、役務の販売</p>	20日間
<p>業務提供誘引販売 内職・モニター商法</p>	
<p>※クーリング・オフができないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ×自分の意思で使用・消費した化粧品や健康食品などの消耗品 ×自分の意思で店舗に向いて行った契約 (特定継続的役務提供を除く) ×自動車 (リースを含む)、都市ガス (規制料金メニューの場合) ×現金取引で総額3,000円未満の場合 (訪問購入を除く) ×通信販売 (右ページ上部の事例を参照) など 	



クーリング・オフ書面の書き方

- 必ずハガキ等の書面で通知
- ハガキの両面をコピーして証拠として保存
- 記録が残る「特定記録郵便」や「簡易書留郵便」を利用
- 支払いがクレジットの場合、クレジット会社へも通知 (A内は不要)
- あて名は、契約した事業者の「代表者」

▼ハガキ(表)

□□□□□□□□

県 市

様

(特定記録郵便)
または(簡易書留郵便)

▼ハガキ(裏)

次の契約を解除します。

契約日 20□□年□□月□□日

商品名 □□□□□□□□□□

商品価格 □□□□□□□□ 円

販売会社 □□□□□□□□□□

担当者氏名 □□□□□□□□□□

上記日付の契約を解除します。

A つきましては、支払済みの□□□□万円は、直ちに返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

20□□年□□月□□日 (記入日)

住所 □□□□□□□□□□

氏名 □□□□□□□□□□

代金が未払いの場合や商品を受け取っていない場合は、記入しません。

クーリング・オフ期間が過ぎても契約を取り消せる場合があります。
困ったときは早めに消費生活センターに相談しましょう。

どうすれば

簡単にお金を
もうけたい
でも…

よく分からない契約はきっぱり断る！

- 友人や先輩から言葉巧みに勧誘され、借金してまで契約させられるといった、いわゆるマルチ商法のトラブルに巻き込まれることがあります。
- 人を勧誘すれば報酬が得られるといわれ勧誘した結果、金銭トラブルに陥るなど、これまでの人間関係を壊す事態になることもあります。
- もうけ話はうのみにせず、よく分からない契約はきっぱりと断りましょう。



「簡単にもうかる」話はありません！

- SNSのみでつながっている相手との取引は、連絡がとれなくなる等のリスクがあります。
- 「簡単に大金をかせげる」ことはありません！利用規約などで内容や条件を確認してから契約しましょう。
- 内容が十分理解できない場合は契約しないでください。

有名に
なりたい
でも…

本来の目的と違う話がでたら要注意！

- 高額な契約を勧められた時は、契約の内容や費用などをよく確認し、その場では契約しないようにしましょう。
- 契約の勧誘やその後の解約などについて不安になったら、消費生活センターに相談しましょう。



Hな画像が
見たい
でも…

事業者へは連絡しないで無視！

- 安易なクリックをしてはいけません。
- 利用した覚えがなければ、支払ってはいけません。
- 事業者へ絶対に連絡せず、無視してください。



参考

せいきゆう
請求画面が消えなくなったとき

(独) 情報処理推進機構 情報セキュリティ安心相談窓口

検索



よかったの？

お得に
買いたい
でも…

ネット通販では、内容確認を忘れずに！



- インターネット通販では、事業者は契約内容（定期購入の場合は、回数、総額など）や返品可否を分かりやすく表示しなければならないことになっています。注文する前に、条件をよく確認しましょう！
- クーリング・オフはできませんが、場合によっては解約できることも。迷ったら早めに消費生活センターに相談を！

フリマアプリの利用時は、リスクも考えて！

- 個人同士での取引なので、トラブルになった場合は、当事者間での解決を求められることも！「安い」というメリットだけでなくリスクもよく考えましょう。
- フリマアプリを利用する際は、規約をよく読み、禁止事項を確認しましょう。



エステの無料体験、甘い言葉にはご用心！

キレイに
なりたい
でも…



- 「無料」「格安」といった甘い言葉や、「とりあえずサインして」など契約を急がせる場合には特に注意！必要な場合は断りましょう。
- エステの場合、契約期間が1か月を超え、金額が5万円以上であれば、クーリング・オフができます。
- クーリング・オフ期間後でも、中途解約が可能ですので、消費生活センターに相談しましょう。

ネット上で知り合った人と会う時は簡単に信用しない！

恋愛したい
でも…

- 何度か会ったのちに販売や勧誘目的であることが発覚する場合があります。
- インターネット上で知り合った人と会う際は、簡単に信用せず、十分に注意しましょう。
- 必要ないものを勧められたら、はっきりと断りましょう。
- 不本意な契約をしてしまった場合は、消費生活センターに相談しましょう。



注意点は!?

使う前に知っておきたい! キャッシュレスとは…

キャッシュレスとは、現金を使わずに
支払いや受け取りをする決済方法のことです。

主なキャッシュレスの手段は、電子マネー、プリペイドカード、デビットカード、クレジットカードなどです。最近ではスマートフォンに、クレジットカードや電子マネー、銀行口座を登録し、そのスマートフォンでタッチしたり、バーコードやQRコードを読み取るなどして支払う方法もあります。

キャッシュレスは現金と異なり、お金が減ることが実感しにくいものです。支払時期や注意点をよく理解して使うようにしましょう。



☑キャッシュレスの払い方と主な注意点

プリペイド

(前払い)

プリペイドの電子マネー
(交通系・流通系) など

注意

- 事前にチャージしないと使えない
- クレジットカードと関連付けてオートチャージ設定にすると、「後払い」になるので要注意

リアルタイムペイ

(即時払い)

デビットカードなど
(銀行系、国際ブランド系)

注意

- 一括払いのみで、分割払い等ではない
- 銀行口座にお金がないと使えない



ポストペイ

(後払い)

クレジットカードなど

注意

- <一括払い> ● 引き落としまでに少し猶予があるため、油断していると支払期日までに銀行口座にお金を用意できず、引き落としができなくなる
- <分割払い> ● 手数料がかかるため、購入金額より多く支払うことになる
- 買い物が重なると高額になる
- <リボ払い> ● 手数料がかかるため、購入金額より多く支払うことになる
- 残高が分かりにくい
- 買い物が重なっても、毎月の支払額がほぼ同じであるため買いすぎる可能性がある

クレジット
カードは借金
なのか!



☑こんな時どうすれば…

カードをなくしちゃった!



なくしたり、落としたりした時には、発行会社に連絡をして利用停止にし、再発行する手続きをする必要があります。



こうした場合に備え、発行会社の連絡先を控えておくようにしましょう。

使っていないはずの買い物記録が!



身に覚えのない利用履歴や買い物記録があったら、すぐに発行会社の相談窓口へ連絡を!



常日頃から、明細書はチェックするようにしましょう。

クレジットカード等の使いすぎなどで返済ができなくなったら、消費生活センターに相談しましょう。



困ったときは、 消費者ホットライン

局
番
なし

イヤヤ 188番へ!

消費者ホットライン188とは？

- 最寄りの消費生活センター^{など}につながる全国共通の電話番号です。
- 自宅の郵便番号を入力すると、地域の消費生活センター等につながります。



消費生活センターって？

- 消費生活に関する内容の相談窓口です。
- 無料で相談できます。
- 全国の都道府県・市町村に設置されています。
- 相談は電話、来所やメールでも受け付けています。
(地域によるため、詳細は確認してください。)



あなたが在住、在勤、在学している地域の
消費生活相談窓口をチェックしよう！

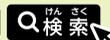
各市町村の消費生活センター（相談窓口）案内

- | | | |
|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> 横浜市 ☎ 045-845-6666 | <input type="checkbox"/> 三浦市 ☎ 046-882-1111 | <input type="checkbox"/> 大磯町 ☎ 0463-61-4100 |
| <input type="checkbox"/> 川崎市 ☎ 044-200-3030 | <input type="checkbox"/> 秦野市 ☎ 0463-82-5181 | <input type="checkbox"/> 二宮町 ☎ 0463-71-3311 |
| <input type="checkbox"/> 相模原市 ☎ 042-776-2511
(総合)(北)(南)の3か所
(北、南は電話連絡後、来所での相談のみとなります) | <input type="checkbox"/> 厚木市 ☎ 046-294-5800
(清川村にお住まいの方も) | <input type="checkbox"/> 中井町 ☎ 0465-81-1115 |
| <input type="checkbox"/> 横須賀市 ☎ 046-821-1314 | <input type="checkbox"/> 伊勢原市 ☎ 0463-95-3500 | <input type="checkbox"/> 松田町 ☎ 0465-83-1228 |
| <input type="checkbox"/> 平塚市 ☎ 0463-21-7530
(大磯町、二宮町にお住まいの方も) | <input type="checkbox"/> 海老名市 ☎ 046-292-1000 | <input type="checkbox"/> 山北町 ☎ 0465-75-3646 |
| <input type="checkbox"/> 鎌倉市 ☎ 0467-24-0077 | <input type="checkbox"/> 座間市 ☎ 046-252-8490 | <input type="checkbox"/> 開成町 ☎ 0465-84-0317 |
| <input type="checkbox"/> 藤沢市 ☎ 0466-50-3573 | <input type="checkbox"/> 南足柄市 ☎ 0465-71-0163
(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町にお住まいの方も) | <input type="checkbox"/> 箱根町 ☎ 0460-85-7160 |
| <input type="checkbox"/> 小田原市 ☎ 0465-33-1777
(箱根町、真鶴町、湯河原町に在住・在学の方も) | <input type="checkbox"/> 綾瀬市 ☎ 0467-70-3335 | <input type="checkbox"/> 真鶴町 ☎ 0465-68-1131 |
| <input type="checkbox"/> 茅ヶ崎市 ☎ 0467-82-1111
(寒川町に在住・在勤・在学の方も) | <input type="checkbox"/> 葉山町 ☎ 046-876-1111 | <input type="checkbox"/> 湯河原町 ☎ 0465-63-2111 |
| <input type="checkbox"/> 逗子市 ☎ 046-873-1111 | <input type="checkbox"/> 寒川町 ☎ 0467-74-1111
(茅ヶ崎市に在住・在勤・在学の方も) | <input type="checkbox"/> 愛川町 ☎ 046-285-2111 |

あなたの身近な消費生活相談窓口は…

各種お役立ち情報を発信中！ Twitter ID @kanagawa_shouhi (かながわ中央消費生活センター)

つながるかながわ



神奈川県

消費生活課 (かながわ県民センター6階) ☎ 045-312-1121 (代表)
横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 〒221-0835